

産業廃棄物処理計画書

2022年6月28日

札幌市長 秋元 克広 様

提出者

住 所 札幌市中央区北三条西一丁目1番地1

氏 名 東急建設株式会社札幌支店

執行役員支店長 平井 和貴

電話番号 011-222-1374

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東急建設株式会社札幌支店
事業場の所在地	札幌市中央区北三条西一丁目1番地1
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	2021年度札幌支店完成工事高 74億円
③ 従業員数	2021年度札幌支店 74名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・ガラスくず及び陶磁器、金属クズ、廃プラスチック、混合(安定型)、混合(管理型)、石膏ボード、繊維くず、→処理業者へ委託 がれき類→再生処理業者に委託→再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者へ委託→チップとして再資源化

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 作業所で排出する産業廃棄物は作業所で任命した産業廃棄物処理責任者において廃棄処理計画の策定、委託契約等、社内ルールにより運用管理している。その管理状態、業務遂行が法的に遵守されているかの検証を当社認定継続しているISO14000環境MS規程に基づく内部監査及び環境パトロールで実施している。又、支店管理部門において処分場確認を1年に1回の頻度で実施して処分場が適正な運営管理をしているかの確認を行うとともに廃棄物管理の適正かつ業務簡素化を目的として電子マニフェストを初期導入し現在は札幌市内で運用率は90%となっている。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度 ( 2021年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず 金属くず
	排出量	62.5 t 171.8 t
	(これまでに実施した取組) ・金属くずは可能な限り有価物処分とする努力義務を作業所に教育しており安易な廃棄物処分は従前より少なくなっている。廃棄物全般の発生抑制は梱包材の簡素化や持込み前加工の励行等様々な工夫を図ってきているが基本は混合廃棄物発生抑制への取組みが重要ポイントであり分別回収に向けて活動中である。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず 金属くず
	排出量	50.0 t 100.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・金属くずの有価物処分への具体的好事例の情報収集と情報の水平展開を計画中である。廃棄物全体としては環境パトロールにより混合廃棄物発生抑制に向けた作業所の具体的取組みの検証と指導・支援を昨年同様に計画している。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所には必ず廃棄物仮保管場所を設けて品目毎の表示を掲示したコンテナを用意、新規入場教育時に分別への指導を行っている。また、排出量は支店で把握出来る仕組みであり四半期毎に作業所の分別率を店内に公表することで作業所の分別促進への意識向上に努めている。(廃棄物全般)	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・全社及び支店での上期、通期の分別率は向上したものの建築工事の多様性から建築部門での分別率は低く混合廃棄物発生抑制の低減に向けて全社で創意工夫を図って低減できた事例等の情報収集と水平展開を図り建築部門の分別率向上を目指している。(廃棄物全般)	

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

作業所で排出する産業廃棄物は作業所で任命した産業廃棄物処理責任者において廃棄処理計画の策定、委託契約等、社内ルールにより運用管理している。その管理状態、業務遂行が法的に遵守されているかの検証を当社認定継続しているISO14000環境MS規程に基づく内部監査及び環境パトロールで実施している。又、支店管理部門において処分場確認を1年に1回の頻度で実施して処分場が適正な運営管理をしているかの確認を行うとともに廃棄物管理の適正かつ業務簡素化を目的として電子マニフェストを初期導入し現在は札幌市内で運用率は90%となっている。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
③ 現状	排出量	63.2 t	56.3 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	排出量	65.0 t	60.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

③ 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
④ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<p>作業所で排出する産業廃棄物は作業所で任命した産業廃棄物処理責任者において廃棄処理計画の策定、委託契約等、社内ルールにより運用管理している。その管理状態、業務遂行が法的に遵守されているかの検証を当社認定継続しているISO14000環境MS規程に基づく内部監査及び環境パトロールで実施している。又、支店管理部門において処分場確認を1年に1回の頻度で実施して処分場が適正な運営管理をしているかの確認を行うとともに廃棄物管理の適正かつ業務簡素化を目的として電子マニフェストを初期導入し現在は札幌市内で運用率は90%となっている。</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	混合（安定型）	混合（管理型）
	排出量	4.9 t	58.2 t
	（これまでに実施した取組）		
⑥ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	混合（安定型）	混合（管理型）
	排出量	50.0 t	50.0 t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
⑤ 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）		
⑥ 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）		

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

作業所で排出する産業廃棄物は作業所で任命した産業廃棄物処理責任者において廃棄処理計画の策定、委託契約等、社内ルールにより運用管理している。その管理状態、業務遂行が法的に遵守されているかの検証を当社認定継続しているISO14000環境MS規程に基づく内部監査及び環境パトロールで実施している。又、支店管理部門において処分場確認を1年に1回の頻度で実施して処分場が適正な運営管理をしているかの確認を行うとともに廃棄物管理の適正かつ業務簡素化を目的として電子マニフェストを初期導入し現在は札幌市内で運用率は90%となっている。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑦ 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類
	排出量	0.0 t	59.3 t
	(これまでに実施した取組)		
⑧ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類
	排出量	10.0 t	100.0t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

⑦ 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
⑧ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<p>作業所で排出する産業廃棄物は作業所で任命した産業廃棄物処理責任者において廃棄処理計画の策定、委託契約等、社内ルールにより運用管理している。その管理状態、業務遂行が法的に遵守されているかの検証を当社認定継続しているISO14000環境MS規程に基づく内部監査及び環境パトロールで実施している。又、支店管理部門において処分場確認を1年に1回の頻度で実施して処分場が適正な運営管理をしているかの確認を行うとともに廃棄物管理の適正かつ業務簡素化を目的として電子マニフェストを初期導入し現在は札幌市内で運用率は90%となっている。</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
⑨ 現状	【前年度（ 2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
⑩ 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	0 t
	(今後実施する予定の取組)	
石膏ボード		
17.8 t		
50.0 t		
産業廃棄物の分別に関する事項		
⑨ 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
⑩ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

作業所で排出する産業廃棄物は作業所で任命した産業廃棄物処理責任者において廃棄処理計画の策定、委託契約等、社内ルールにより運用管理している。その管理状態、業務遂行が法的に遵守されているかの検証を当社認定継続しているISO14000環境MS規程に基づく内部監査及び環境パトロールで実施している。又、支店管理部門において処分場確認を1年に1回の頻度で実施して処分場が適正な運営管理をしているかの確認を行うとともに廃棄物管理の適正かつ業務簡素化を目的として電子マニフェストを初期導入し現在は札幌市内で運用率は90%となっている。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑪ 現状	【前年度 ( 2021年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	排出量	0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
⑫ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	排出量	0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

⑪ 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
⑫ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		



(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度 ( 2021 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度 ( 2021 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	金属くず
	全処理委託量	43.8 t	4.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	43.8 t	4.5 t
	再生利用業者への処理委託量	43.8 t	4.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	金属くず
	全処理委託量	35.0 t	3.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.0 t	3.6 t
	再生利用業者への処理委託量	35.0 t	3.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
③ 現状	<b>【前年度 ( 2021年度) 実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	全処理委託量	63.2 t	56.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	63.2 t	56.3 t
	再生利用業者への処理委託量	63.2 t	56.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
④ 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	全処理委託量	100.0 t	70.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	100.0 t	70.0 t
	再生利用業者への処理委託量	100.0 t	70.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	

		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
⑤ 現状	【前年度 ( 2021年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	混合 (安定型)	混合 (管理型)	
	全処理委託量	1.5 t	2.3 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1.5 t	2.3 t	
	再生利用業者への処理委託量	1.5 t	2.3 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
⑥ 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	混合 (安定型)	混合 (管理型)	
	全処理委託量	1.0 t	3.0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1.0 t	3.0 t	
	再生利用業者への処理委託量	1.0 t	3.0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
⑦ 現状	【前年度 ( 2021年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類
	全処理委託量	0.0 t	59.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	59.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

⑧ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類
	全処理委託量	0.0 t	100.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	100.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
⑨ 現状	【前年度 ( 2021年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	石膏ボード
	全処理委託量	0 t	17.8t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	17.8t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	

	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組)			

⑩ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	石膏ボード
	全 処 理 委 託 量	0 t	50.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	50.0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度 ( 2021年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	全 処 理 委 託 量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組)			

⑪ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請け完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。